

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ① 上砂川町の人口構造及び産業構造

上砂川町の人口は、昭和 25 年に国勢調査最大人口 31,406 人を擁したが、その後年々減少を続け、炭鉱合理が始まった昭和 40 年、50 年代には年間で約 8,000 人の人口が減少し、現在の人口はピーク時と比較すると約 10 分の 1 まで減少するとともに、10 年前の人口と比較しても約 3 割の人口が減少している (H20.3 末:4,282 人→H30.3 末:3,084 人(△27.98%) 住民基本台帳)。

人口の減少とともに少子高齢化が進展し、10 年前の年間出生数と比較すると 7 割以上も減少 (H9 : 39 人→H29 : 11 人(△71.79%住民基本台帳)し、高齢化率は 28.4% (平成 7 年国勢調査) から 47.5% (平成 27 年国勢調査) と今もなお上昇する一方で、町の将来を支える生産年齢人口は 5 割以上が減少 (H7 : 3,563 人→H27 : 1,567 人 (△56.0%)国勢調査) し、人口減少の進行に少子化、若者・子育て世代の流出が拍車をかけ、さらなる人口減少を招く縮小スパイラルの状況に陥っている。

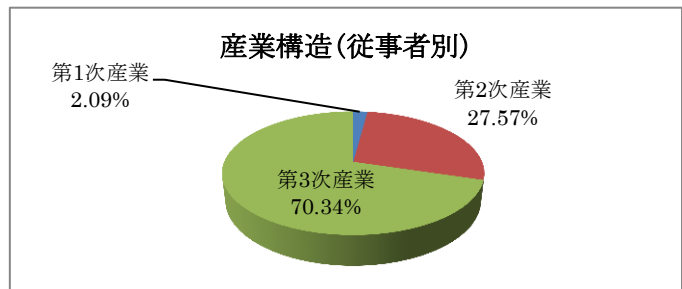
上砂川町は北海道の 2 大都市札幌市と旭川市の上に位置する空知管内のほぼ中央に位置し、町の北部を貫流するパンケ歌志内川沿いに集落が形成され、総面積が 39.98 km<sup>2</sup> と北海道で一番行政面積が狭く、そのうち 9 割が山林であるが第 1 次産業である農業や林業を営む者が皆無であり北海道では珍しい町である。

産業構造を従事者別でみると、第 3 次産業 (サービス業その他) が 70.34% と最も高く、次いで第 2 次産業 (建設業、製造業) が 27.57%、第 3 位が第 1 次産業 (農林漁業) 2.09% となっている (平成 27 年国勢調査)。表 1-1、1-2

【表 1-2】

【表 1-1】 上砂川町民の産業構造(従事者)

	従事者数	割合
第 1 次産業	24	2.09%
第 2 次産業	316	27.57%
第 3 次産業	806	70.33%

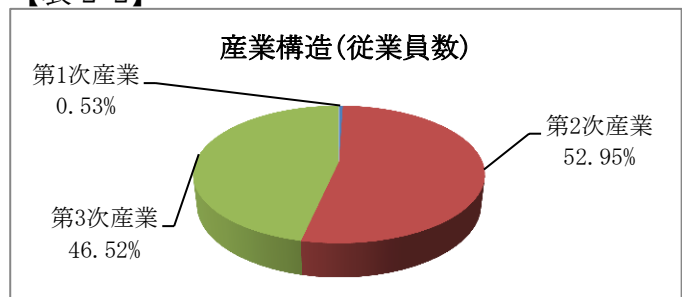


上砂川町内で操業する事業所の従業員数については、第 2 次産業 (建設業、製造業) が 52.95% と最も高く、次いで第 3 次産業 (サービス業その他) が 46.52%、第 3 位が第 1 次産業 (農林漁業) 0.53% となっている (平成 24 年経済センサス-活動調査)。表 2-1、2-2

【表 2-2】

【表 2-1】 上砂川町の産業構造(従業員)

	従業員数	割合
第 1 次産業	4	0.53%
第 2 次産業	403	52.95%
第 3 次産業	354	46.52%
計	761	100.00%

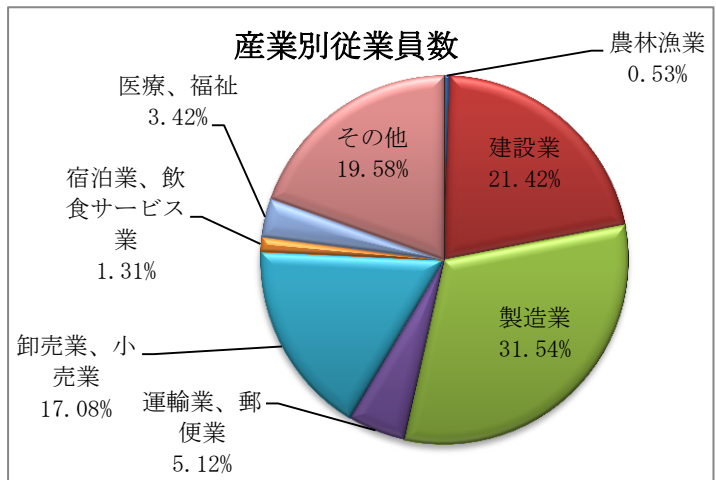


さらに詳しく産業別従業員数を見ると、製造業の従業員が全体の3割を超え、建設業と合わせると半分以上を占める割合となる(平成24年経済センサス-活動調査)表2-3、2-4

【表2-3】産業別従業員数

区 分	従業員数)	割 合
農林漁業	4人	0.53%
建設業	163人	21.42%
製造業	240人	31.54%
運輸業、郵便業	39人	5.12%
卸売業、小売業	130人	17.08%
宿泊業、飲食サービス業	10人	1.31%
医療、福祉	26人	3.42%
その他	149人	19.58%
計	761人	100.00%

【表2-4】

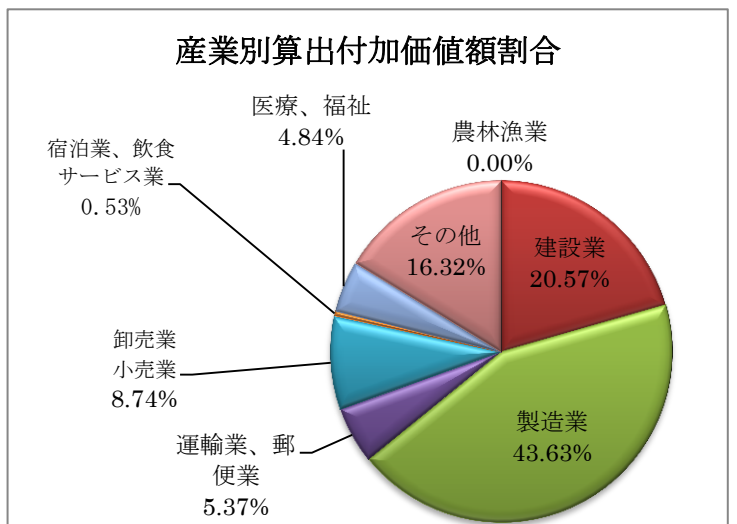


産業別の付加価値額で見ると、製造業の生み出す付加価値額が町全体の約半分(43.63%)を占め、建設業(20.57%)と合わせると、この2業種で町全体の6割以上を超えることになる。(平成24年経済センサス-活動調査)。表3-1、3-2

【表3-1】上砂川町の産業別付加価値額・割合

区 分	付加価値額 (百万円)	割合
農林漁業	-	0.00%
建設業	391	20.57%
製造業	829	43.63%
運輸業、郵便業	102	5.37%
卸売業、小売業	166	8.74%
宿泊業、飲食サービス業	10	0.53%
医療、福祉	92	4.84%
その他	310	16.32%
合 計	1,900	100.00%

【表3-2】



上砂川町において製造業の従業員や付加価値額が高いのは、日本国内のおおよそ半分のシェアを持つ医療機関等の臨床検査で使用する顕微鏡用カバーガラスを製造するマイクロガラス(株)や様々な産業分野で使用されるデバイスを開発する京セミ(株)、また、従来の平面と比較して3倍の光を採り込める球状太陽電池を製造するスフェラーパワー(株)など優良な製造業が町内に立地していることによる。

## ② 事業所数の減少

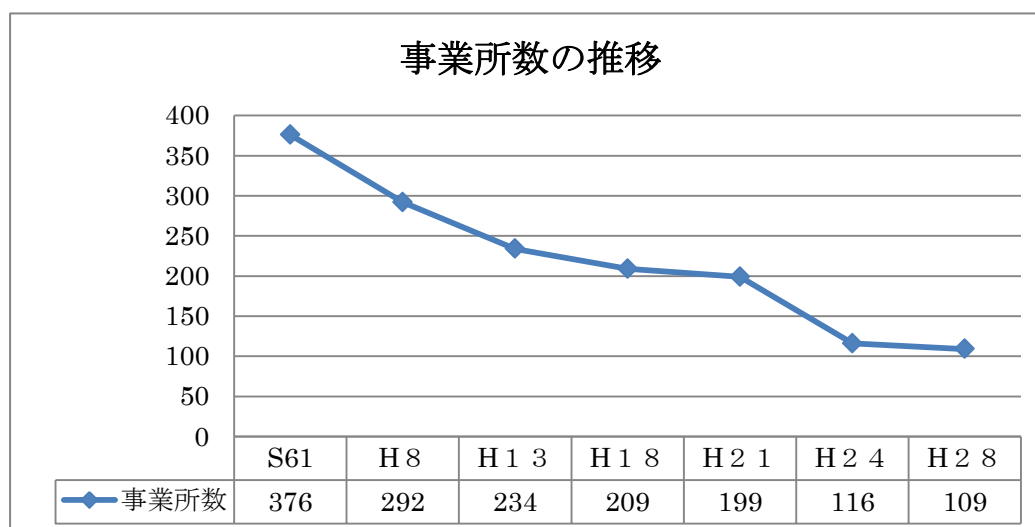
上砂川町においては、基幹産業であった炭鉱の閉山後、それに代わる産業を創出すべく企業誘致活動を積極的に展開した結果、最大で31社の企業を誘致したが、不況等の影響により倒産、廃業が相次ぎ現在では7社のみが操業している。また、町内商工業者などすべての事業所が減少傾向にあり、炭鉱が閉山する昭和61年と現在を比べると71.01%の事業所が減少している（S61：376事業所→H28：109事業所）。

（事業所企業統計調査、経済センサス）。表4-1、4-2

【表4-1】上砂川町事業所の推移

区 分	S61	H8	H13	H18	H21	H24	H28	S61とH28 の比較
第1次産業	2	1	3	2	2	1	0	△200.00%
農業	0	1	3	2	2	1	0	0.00%
林業	2	0	0	0	0	0	0	△200.00%
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
第2次産業	57	60	50	39	26	25	26	△54.39%
鉱業	9	2	1	1	1	0	1	△88.89%
建設業	32	27	27	23	17	17	16	△50.00%
製造業	16	31	22	15	8	8	9	△43.75%
第3次産業	317	231	181	168	171	90	83	△73.82%
卸売・小売業	172	108	76	55	55	38	31	△81.98%
金融・保険業	6	5	4	4	3	3	3	△50.00%
不動産業	0	1	3	7	3	2	1	100.00%
運輸通信業	18	15	9	8	5	5	4	△77.78%
その他	121	102	89	94	105	42	44	△63.64%
総 数	376	292	234	209	199	116	109	△71.01%

【表4-2】



③ 労働生産性

町内の中小企業は、保有する設備の高年齢化が進み効率化が低く、人材不足などから労働生産性の全国平均である 45.85%を大幅に下回る状況となっている。

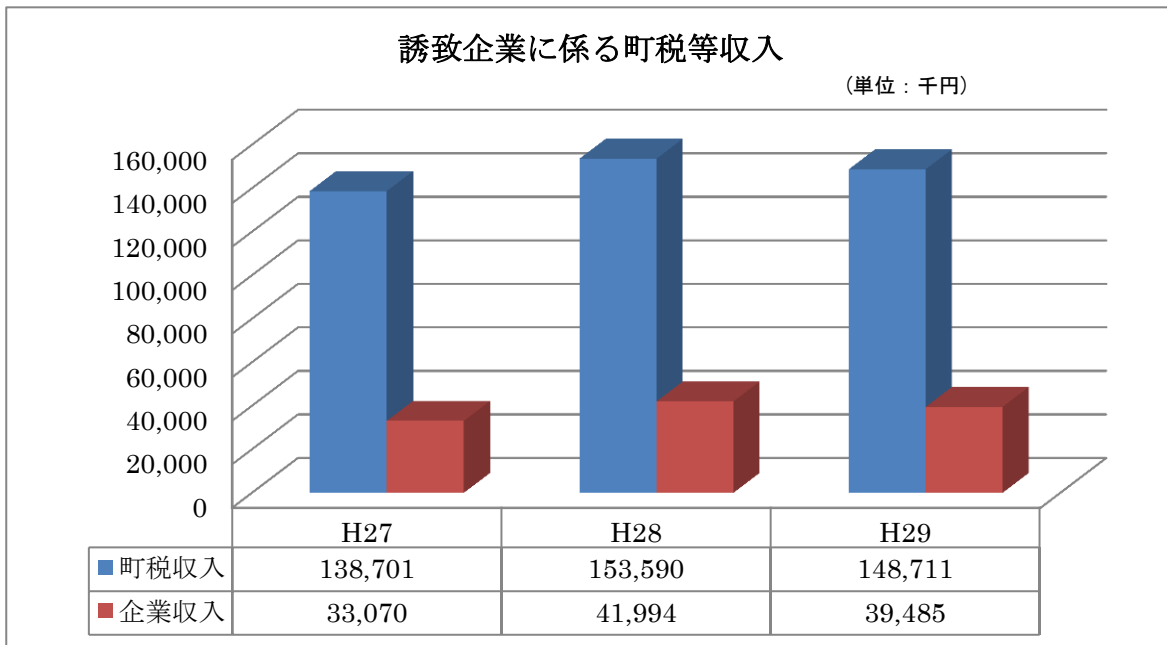
(RE S A S 全国平均 4,574 百万円(△45.85%) 全道平均 3,303 百万円 (△25.00%) 町平均 2,477 百万円)

④ 誘致企業に係る町税等収入

町内の事業所及び誘致企業は減少傾向にあるものの、町内で製造業を中心に操業する誘致企業 7 社は、町税等の自主財源が乏しい本町の財政運営に大きく貢献しており、平成 29 年度町税等収入 148,711 千円に対し、26.6%に相当する 39,485 千円の納税がある。

中でも優良企業 2 社は 23.6%の 35,109 千円を納税していることから、町内誘致企業の経営如何によっては、地域経済に大きな打撃を及ぼすことが想定され、生産性向上につながる支援を強力に推進する必要がある。(上砂川町税務課調べ) 表 5

【表 5】



⑤ 上砂川町内の産業における課題

町内の中小企業については、人口減少と高齢化の影響で人材確保など課題が多く、上記記載のとおり労働生産性が全国平均と比べ、約半分という異常事態を招いていることから、様々な対策により付加価値を高め、売上総利益の向上につなげる対策が喫緊の課題である。

そのような中であっても、医療機関等の臨床検査で使用する顕微鏡用カバーガラスを製造するマイクログラス㈱は、日本国内のみならず、デンマークや韓国、台湾など海外からの需要が多くあることから、人材不足を解消し増産体制を図るため、一部製造ラインに産業用ロボットを導入し、類似企業との差別化を図りつつ、さらなる高品質の製品を生産する予定であることから、官民一体となった支援を行う必要がある

## (2) 目標

町内中小企業の労働生産性を高めるには、現在の従業員を維持しつつ、人員が不足する製造ラインには産業用ロボットや各種オートメーション化を図るため、町独自の助成制度や税制の優遇措置により企業の設備投資を支援する。

さらに将来を見据えた人材育成・確保を図り、労働生産性の維持と付加価値をさらに高め、働く者、働こうとする者が魅力を感じる職場づくりを創出し、地域経済の発展を推進する。

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定するとともに、中小企業者が策定する先端設備等導入計画を計画期間中に 2 件程度の認定を目標とし、固定資産税の減免措置や各種補助金の優先採択など、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を目指す。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

上砂川町の産業構造については、付加価値額において製造業及び建設業で 6 割以上を占めるが、幅広い業種において生産性の向上を図り、地域経済の活性化を目指す必要があることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

上砂川町の土地利用形態については、町内の東部に本町工業団地、駒が台工業団地中町工業団地の 3 工業団地に製造業及び建設業が操業しており、町の中心市街地には小売業やサービス業が営まれ、さらに西部の鶉工業団には製造業者が操業していることから、上砂川町全域を本計画の対象とする。

### (2) 対象業種・事業

上砂川町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言えないことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

#### 4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間  
国が同意した日から3年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間  
3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 雇用への配慮  
人員削減を目的とした設備の導入を対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。
- (2) 健全な地域経済の発展への配慮  
町は、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。